

○宮崎大学工学部アドミッション委員会規程

〔平成16年4月1日〕
制 定

改正 平成18年2月21日 平成18年3月20日
平成19年3月6日 平成20年5月20日
平成22年9月24日 平成23年6月14日
平成24年3月20日 平成26年2月14日
令和3年3月25日

(趣旨)

第1条 この規程は、宮崎大学工学部（以下「本学部」という。）及び工学研究科における入学者受入れ方針、選抜方法のあり方及び改善等に関する事項を審議するため、本学部を設置する宮崎大学工学部アドミッション委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 学部長の諮問事項
- (2) 委員会の審議事項の自己点検評価に関する事項
- (3) 工学部及び工学研究科の入学者選抜に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副学部長（教務担当）
 - (2) 各プログラムの教授又は准教授の中から選出された教員 各1人
 - (3) 学部長が必要と認めた者
- 2 前項第2号の委員のうち1人は、関連する全学委員会の委員を兼ねる。

(任期)

第4条 前条第1項第2号委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、学部長が指名した者をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した教授の委員がその職務を代行する。

(議事)

第6条 委員会は、原則として、全ての委員の出席をもって成立する。ただし、委員に事故があるときは、代理人を出席させることができる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 委員会の事務は、本学部教務・学生支援係において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の議事及び運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年5月20日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年6月14日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年2月14日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。